

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	172	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

具体的な支障事例

厚生労働大臣所管の薬剤師及び管理栄養士資格について、令和7年度以降に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムが構築され「国家資格登録手続き等のオンライン化」とともに「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

当該システムは薬剤師、管理栄養士等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、免許証等の申請・交付に当たって保健所等への来所や紙書類の提出が不要となる。

しかし、システムが構築されても、紙による申請や都道府県を経由した免許証の交付といった手続きが残ると、引き続き、保健所等は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来よう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等の事務の流れは、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、申請者及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

・薬剤師

薬剤師法第7条2項、薬剤師法施行令第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項、第9条第5項、第10条第2項、

・管理栄養士

栄養士法第4条第4項、栄養士法施行規則第1条第2項、同第3項、第3条第4項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第6項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、茨城県、川崎市、燕市、長野県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県

—

各府省からの第1次回答

＜薬剤師＞

(1) 薬剤師の免許交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することを検討する。

(2) 薬剤師に係るデジタル資格者証の取扱い等については、今後、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況や必要な体制整備の状況、関係者の意見等を踏まえつつ検討する。

＜管理栄養士＞

(1) 管理栄養士の免許交付事務については、管理栄養士資格の手續における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することについて対応を検討してまいりたい。

(2) 国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能が設けられている。デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手續における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) 「国が申請者に免許証を直送することを検討する」との回答であるが、国家資格等情報連携・活用システムが構築された後も、都道府県を経由した免許証交付手續が残る場合、引き続き、保健所等は申請者に開庁時間に合わせて受け取りに来よう通知する必要性が生じ、申請者も来庁を余儀なくされる。そもそもこのシステム構築は、デジタル・ガバメント実行計画で、申請者の対面や郵送での手續きの負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するためのものとされており、だからこそ、オンライン申請時には国が申請者から郵送費を徴収し免許証を直送することを提案しているのである。

本提案の趣旨が、申請者ひいては国民の負担を軽減するものであることを踏まえた上で、「検討」に留めず、具体的な実現に向けた対応を求める。

(2) デジタル・ガバメント実行計画では、資格所持者がマイナンバーカードの電子証明書を活用して資格を証明・提示できる仕組みを整備するとしている。紙の免許証を原本とすることは行政機関における交付負担が残るだけでなく、申請者に保管の負担や紛失等のリスクが生じる。さらに、薬剤師や管理栄養士免許の真正性確認は行政機関だけでなく、医療機関や薬局、福祉施設など民間機関でも必要である。デジタル資格者証を免許証の原本とすることにより、資格確認の効率化と信頼性向上が可能となる。

デジタル資格者証を免許証の原本とすることは、その仕組みの整備を含め大きな課題であると思料するが、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会で決定された共通化推進方針において、デジタル資格者証の免許証等の原本化について言及されている。国家資格等情報連携・活用システムを活用いただき、電子証明書を免許証原本とすることが早期に実現されることを強く求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、都道府県経由事務の廃止に伴い、国が申請者に紙の免許証を直送する事務を原則不要にできるのではないか。申請から交付までの期間短縮が可能となり、住民サービスの向上につながると考えられるため、積極的に検討していただきたい。

デジタル資格者証の原本化について、関係団体との協議を含め、検討状況やそのスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

【薬剤師】

（1）薬剤師の免許交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の場合には都道府県の経由事務を要しないこととし、オンライン申請者の薬剤師免許証については、国が申請者に免許証を直送することを検討してまいりたい。

（2）薬剤師免許の申請手続は国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請を令和 8 年度以降に開始予定としており、デジタル資格者証を用いた免許証の原本化については、国家資格等情報連携・活用システムの運用状況を踏まえ、今後対応を検討してまいりたい。

【管理栄養士】

（1）管理栄養士の免許交付事務については、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえ、オンラインでの申請の場合には、国が申請者に免許証を直送することについて対応を検討してまいりたい。

（2）管理栄養士については、まずは、令和 8 年度以降の国家資格等情報連携・活用システムの利用開始に向けた必要な整備を行っているところであり、デジタル資格者証については、原本所持の代替手段等としての活用に向けて、管理栄養士資格の手続における国家資格等情報連携・活用システムの利用開始・活用状況を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁（4）】【厚生労働省（11）】

栄養士法（昭 22 法 245）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び薬剤師法（昭 35 法 146）

免許証（栄養士法 4 条 4 項及び薬剤師法 7 条 2 項）及び指定医証（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 2 条の 2 の 2）の交付事務については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン申請の開始に合わせ、オンライン申請の場合には、都道府県を経由せず、国から直接免許証等を交付する。